

スポーツ虐待とアスリートの依存四類型の関係性の検討

——指導者の適性と企業の人事戦略に向けて——

小川千里¹、煙山千尋²

1. はじめに

スポーツ才能教育のアスリート、とりわけ高戦績の者については、その多くが引退後に指導者となる（小川、2013、2015）。そしてそこではアスリートに対する指導者からの暴力や暴言といった虐待的行為が繰り返し行われている（Human Rights Watch、2020）が、これらは指導者とアスリート「心理的発達の未熟さ」と、両者の間にある「家族・家族的関係に基づく共依存関係」（小川、2013、煙山・小川、2021）に起因する。ここで重要なのは、才能教育における指導者も「疑似親(Surrogate)」（Marcia, 1964）として家族的な共依存関係にあり、アスリートの心理的発達を遅らせるメカニズムの中で示されていることである。さらに、臨床心理学とその実践では、家族間の共依存関係（斎藤、1996、信田、2015）が虐待の背景にあるとの議論が聞かれて久しいが、これらを踏まえれば、選手から指導者へのキャリア・ラダーが日常的であるスポーツ才能教育において、共依存関係を基盤とした自己の発達の未熟さと虐待的様相の発生が「世代間伝承」（Erikson&Erikson、1997、訳 2001）する可能性が推測される。

さらに小川（2013、2015）によれば、才能教育下にあるアスリートのこころの発達の未熟さが共通にあるとしても、アスリートと指導者および原親の間にある共依存関係には「依存四類型」（図1）と呼ぶいくつかの下位パターン³があり、それぞれの中で特有の家族力動が生じている。したがって、虐待的行為の加

¹ 会津大学文化研究センター

² 岐阜聖徳学園大学教育学部

³ 各カテゴリの特徴は以下のとおりである。①純粹培養（Cocooned）は、「アスリートがスポーツという無菌室で培養されている」状態で、アスリートにとっての人生の重要な意思決定は、親や指導者が行うか、彼らによって用意される限られた選択肢からなされる。アスリートは選択肢の吟味やそれに伴う葛藤、衝突をほとんど経験していないため、感受性が極端に乏しく、ネガティブな側面を内面の中で処理できずに身体化させる傾向がみられる。選手と親や指導者は、スポーツの世界にいることを幸せだと認識している。幼児期以降の発達課題について、家族を含めた対人関係の中で葛藤を伴わずに積み残している。②支配（Dominated）では、親や疑似親とアスリートが「支配と服従」の関係にあり、スポーツは支配者である親や指導者と遣える者である選手の間で取引される。親や指導者は自立できておらず、選手を遣える（仕える）ものとして扱うことに依存している。一方選手は、幼児期からの甘えたい気持ちが充足しておらず、親や指導者に対して、表面的にはポジティブに取り繕うものの、実際には親たちに対して表現できない怒り、恐怖心、無力感を抱えている。③過干渉（Invaded）は、「親や指導者が選手にとってまじめで手厚く、時に煩わしい養育態度を示している」状態である。選手は、親や指導者の干渉を嫌がって回避すると臆病になり、別の守りを求めるか、都合よく親や疑似親の提案に依存する「回避と依存の悪循環」を続け、結果的に自立が一向に進まない。アスリートにとって、スポーツは親や指導者による干渉を回避するための守りの一つとなる。選手は、不測の事態に対して激しく動揺する傾向にあり、指示やルール以上の場面で臆病で身動きが取れずに身体化させたり、守りを求めたりしようとして問題行動を起こす。幼児期以降の課題を積み残し、家族の枠から離れて「有能感」を得られないでいる。最後に、④構ってもら

害被害が発生するメカニズムの心理学的解明とその支援の方法を検討するために、アスリートと指導者の間にある依存性の特徴と、指導者による虐待的行為との関係性の検討は必要不可欠であると本研究は考える。

以上のことから本研究は、才能教育において、指導者がアスリートに対して行う虐待的行為を、「児童虐待防止等に関する法律」（以下、法律）による虐待の定義（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）に基づいて抽出し、「依存四類型」（図1）と照合してこれらの関係性を検討する。

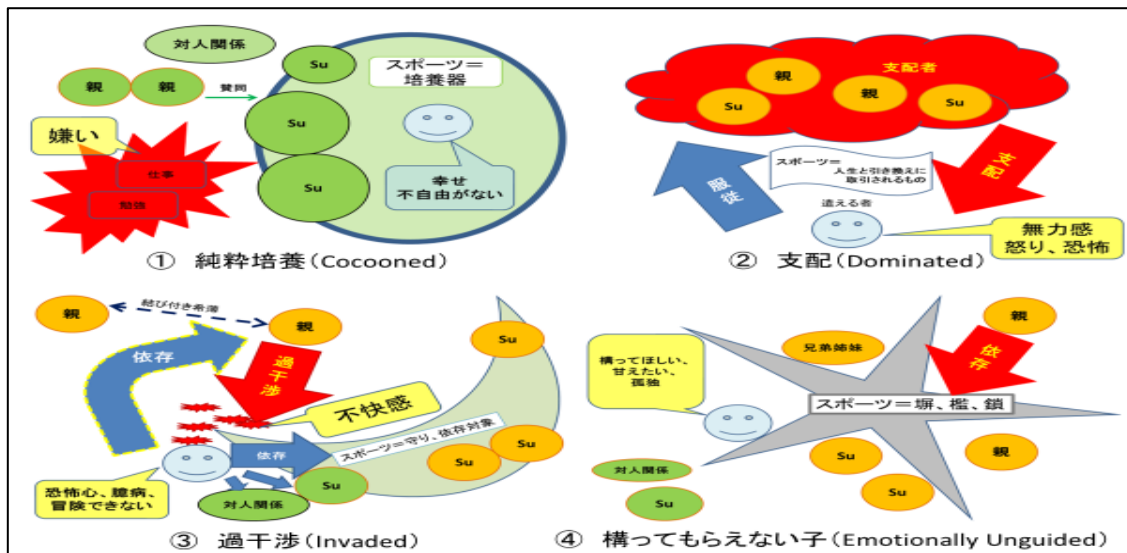


図1 アスリートの家族・家族的関係に対する依存四類型（小川、2013）より加筆修正

2. 方法

(1) 対象

スポーツで起こっている指導者からの厳しい指導について、家族らの依存性を踏まえて虐待と認識している研究は数少ない。そのうち、本研究は Human Rights Watch（2020）の中で述べられている虐待的行為、および著者がこれまでに得てきた調査データを対象にすることとした。具体的には、(1) Human Rights Watch（2020）において虐待的行為に言及している内容、および (2) 「依存四類型」（小川、2013、2015）とその5年後縦断調査のうち、事前承諾を得られている7名を対象に行われた12回の調査データである。また、「依存四類型」（小川、2013）の当初の分析概念図であるKJ法A型（図1）も参考とした。

Human Rights Watch（2020）は、対象となる調査が行われた当時、あらゆるレベルでスポーツをしていた子ども、及び子どもの頃スポーツをしていた人50人以上へのインタビュー調査、25歳未満175人を含むオンラインアンケート調査、スポーツ団体へのデータ提供依頼、通報相談窓口への問合せ等の調査に基づいて作成されている。「子ども」という表記の指す具体的な年齢は示されていないが、暴言や暴力を「虐待」

えない子 (Emotionally Unguided) は、選手が親や指導者と「スポーツという扉によって遮られている」状態にある。言い換えれば、スポーツがなければ、家族的な結びつきを維持できない。親や指導者は、経済的支援や競技指導を介してアスリートとかかわりあっているため、「スポーツそのもの」か「子供がスポーツをしている状態」に依存し、情緒的に子供とかかわるとい本質的な役割を果たさないでいる。よって、問題行動や身体症状の背景に、乳児期から親にかまってほしいという欲求が青年期になっても満たされず、底知れぬ孤独感がある。

と認識していることを踏まえれば、「児童虐待の防止等に関する法律」で対象とする児童等の定義である 18 歳未満の人をおおむね対象としていると本研究では認識して検討した。

一方「依存四類型」(小川、2013)で対象となったのは、高校もしくは大学にスポーツ推薦で入学した、調査当時 21 歳から 24 歳までの大学スポーツ競技における現役選手か、もしくは現役引退間もないアスリートであった。小川 (2013) の調査で用いたインタビュー項目では、Marcia (1964) の質問項目、成育歴、競技歴、競技戦績、その他親や指導者らからなされた接し方およびコミュニケーションの特徴、SCT 実施後の質問等が含まれている。この中には、幼い頃からインタビュー時までの親や指導者の接し方や言葉がけを回顧的に尋ねている。大学での指導者による言動も対象として含んだのは、スポーツ才能教育でのアスリートの心理的未熟さ、および背後にある家族力動がすぐには変容し難いと考えられるためである。

本研究で対象となったのは、5 年後調査までで行われた調査のうち、研究対象として活用されることへの書面での事前承諾がある 12 回の調査データである。依存四類型の各カテゴリについては、純粹培養：1 名、支配：2 名、過干渉：2 名、構ってもらえない子：2 名であった。ただし、初回調査で「純粹培養」に分類された調査協力者 2 名は、5 年後調査ではいずれも追跡できなかった。

(2) 分析方法

指導者の虐待的行為の記述を抜き出し、それぞれを法律の定義にある「身体的虐待」・「性的虐待」・「ネグレクト」・「心理的虐待」の内容に基づいて分類した。分析は、対象とする記述を表 1 にある各虐待の具体例に基づいて抽出、分類し、その後「依存四類型」(小川、2013、2015)ごとに件数を確認した。表 1 には依存四類型のカテゴリごとに見られた虐待的行為の件数と種類を記載している。

表 1 分析の際に用いた法律の定義と具体的行為の例

虐待の種類	具体的行為の例
身体的虐待	殴る, 蹴る, 叩く
性的虐待	性的行為をする, あるいは性的行為を見せる
ネグレクト	部屋に閉じ込める, 食事や水を与えない, 指導しない
心理的虐待	言葉やものによる脅し, 他のメンバーへの暴力などを見聞きする, 選手間で差別的な扱いをする

厚生労働省 (2000) 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、著者が作成

(3) 倫理的配慮

小川 (2013) 実施時には、研究指導教員の指導を受けて調査を実施した。5 年後縦断調査の実施時には、各研究機関が実施する研究倫理教育等を終了した研究者 3 名による倫理的検討を経て実施した。調査開始前に、研究目的、個人情報保護、調査への協力は任意であり、参加の有無による不利益を被ることがないこと、また、調査協力に同意しても、中断や中止が可能であることについて、書面と口頭で説明が行われた。この後に、書面にて調査協力の同意を得て、調査実施に至った。

3. 結果と考察

(1) Human Rights Watch (2020) における報告における虐待

Human Rights Watch (2020) の中では、主に身体的虐待 (一部、ネグレクトを含む) が取り上げている。こ

これは Human Rights Watch で対象とした調査データの中で身体的虐待に関する報告件数が多かったためである。加えて性的虐待、暴言（心理的虐待）も取り上げられている。インタビュー調査、オンラインアンケート調査ともに十分な協力者に基づいた内容であることが読み取れ、プライバシーの保護がなされたうえで、スポーツ教育の中での虐待の事例をつまびらかにしている報告書として貴重である。しかし、この文献では精神分析的な観点からの議論、すなわち「依存四類型」（小川、2013、2015）と虐待の特徴との関係性についての手がかりを見出して記述することはできなかった。ただし、スポーツ教育の現場で身体的虐待が他の虐待よりも多く報告されることは、指導者が感情表現や指導内容の言語化が苦手で、アスリートへの指導やそれに伴うコミュニケーションが教育現場としてふさわしいかたちで行えていないであろうこと、そしてアスリートなど相手に対するネガティブな気持ちをコントロールするのが困難で、身体的なアプローチに至っている可能性が伺える。

（2）縦断調査のデータにおける虐待

小川（2013、2015）が対象としたインタビュー調査、およびその5年後縦断調査のデータを分析した。これにより得られた結果について、依存四類型と虐待的行為の件数との関係を表2に示す。ここでは、**心理的虐待**（38件）が最も多く、**身体的虐待**（11件）、**ネグレクト**（3件）、**性的**（0件）が続いた。データの中での虐待的行為の件数に関する結果（表2）、小川らの一連の研究、およびKJ法A型（図1）を踏まえ、各カテゴリにおけるアスリート、指導者、およびそのアスリートがのちに指導者になった場合の臨床像について推測し、記述した。

① 「純粋培養」での臨床像

このカテゴリのアスリート像は、言語化や感情表現が総じて苦手であり（小川、2013）、存在がはかなくつかみどころがない（小川・煙山、2022）。他のカテゴリに比べて自己像が希薄で存在感が薄いため、追跡するなどの縦断的な関係性を維持するのが難しいのも特徴である。このカテゴリにおける本研究の調査協力者は、心理的虐待に関する指摘はできていたものの、その件数は他のカテゴリよりも少なかった。これらのことから、アスリートは指導者からいずれの種類の虐待に遭っても、それを虐待とは理解できなかったり、辛さを感じられなかったりするために、被害としての意識や報告が出てきにくい可能性がある。一方、図1に現れている指導者像は、お互いの感情の表現や主張が見られる機会が他のカテゴリに比べると少ない。表2における虐待的行為の件数も他のカテゴリより少ない。このことから、言語化をして思いを伝えるのが苦手か、そもそも感情や考えが希薄であることも考えられる。このカテゴリのアスリートが将来指導者になる場合は、そもそも感情を感じられず、対人関係でその動きが見られづらい特徴が推察される。また、言語化が苦手で、もし何らかの大きな刺激で感情を表出させる場合には、身体的なアプローチや感情とつながりあわないような言語表現が見られる可能性が推察される。

② 「支配」での臨床像

「支配」では、親や指導者がアスリートを支配し、アスリートはそれに仕える関係性があり、アスリートにとって生きることとスポーツが引き換えとなる（小川、2013、2015）。よって、このカテゴリのアスリートは、自分の意思や要望を親だけでなく指導者にも聞いてもらえる機会が極めて少ない。また、親に対してと同様、指導者に対しても怒りや恐怖があるが、それに対して関係が調整されることに無力になっており（小川、2013、2015）、親や指導者に一方的に支配されるような状態が続く（図1参照）。言い換えれば、親や指導者らの支配的な関わりあいにも無力にさせられているという関係性そのものが、心理的虐待とも捉えられる。図1に現れている指導者像は、アスリートにスポーツをすることを要求するものである。アスリートが従えない（従わない）場合に、怒りや欲求不満などの感情が身体的あるいは**心理的虐待**とし

て現れる場合が推察される。

このカテゴリのアスリートへの具体的な心理支援として、小川（2021）は、その感情を聞くことを通じて時間はかかるが自己形成が進み、5年後には堅固な支配関係は緩む事例を示している。アスリートが怒りや恐怖などの感情を垣間見させるほどに言語化ができる点で、純粹培養よりも心理的発達が進んでいると推察できる。たとえば、アスリートは当初、親や指導者の支配に対して身動きができないで従っていた（図1）が、5年後には親に対して次第に自己主張ができるようになり、指導者に対しても危険な状況を察知して距離をとるなどの行動ができるようになる（小川、2021）。このような5年の縦断調査に基づく変容に基づけば、このカテゴリのアスリートが心理的介入を経て将来指導者になる場合については相手の感情を理解でき、適度にアスリートとの緊張状態について距離を取れるようになるのであれば、虐待に及ぶ緊張状態を回避できる可能性がある。しかし、スポーツ才能教育で心理的発達を促すような介入が一般的ではないこと、また支配構造からの離脱は困難で、ロールモデルのほとんどが虐待的な親や指導者であること（図1）を考慮すれば、自身が指導者になって後進のアスリートに虐待的に接してしまう可能性が推察される。

③ 「過干渉」での臨床像

「過干渉」のアスリートは、指導者による**身体的、心理的虐待**に遭遇する場合があった。とくに心理的虐待は他のカテゴリに比べて多くの件数がみられる。先の支配型のアスリートが「支配と服従」の関係の下で無気力であり、指導者に対して反抗や主張を行うことが少ないのに対し、過干渉型の場合は、親からの干渉から「逃げる」という対処行動のパターンのようなものを有しており、じっとしているということは珍しい。スポーツは親からの逃げ場であるが、そこは過酷な競争および指導者の虐待的行為に遭遇して平穏ではないとわかると、支配型のアスリートのように無気力になるのではなく、回避や問題行動等を起こすエネルギーとパワーがある。この特徴は過酷な状況で消耗しても戦い続けるという意味で、トップ・アスリートに向いているともいえる。また、純粹培養よりも言語化が得意な様子が垣間見られる。

小川（2013, 2015）における指導者像は、アスリートにとって守りであるはずのスポーツの中で、暴言に加え、他のアスリートと比べての差別的扱いがある。表2では、他のカテゴリにおける指導者よりも、アスリートにそれが認識され、語られている件数が多い。このことから、普段の指導行為の中で、暴力は伴わないにしても、アスリートに向けて言語や態度で差別的なものが頻出している可能性が大きい。過干渉型のアスリートが逆境に直面して、問題行動や回避行動を起こしたり、言語化がしやすいなどの特徴は、指導者からは目立った特徴として捉えられ、依存を背景にして虐待的行為の標的になりやすいと考えられる。

過干渉型のアスリートが引退して指導者となった場合、後進のアスリートにとってスポーツ（ルール）という守りの中で過干渉的にかかわることが考えられ、言語が他よりも達者でルールを重要視し、細かいことをしばしば指摘する可能性がある。場合によっては、必要以上に理不尽に指摘するかもしれない。過干渉型では幼いころからの「有能感」（Erikson, 1959、訳 2011）の獲得に課題を積み残し（小川、2013、2015）、心理的に追い込まれると、アスリートの場合は回避して別の守りを見つける行動に出ることができる。しかし、指導者の場合は、アスリートと対峙する際に別の守りを見つけて逃げることは困難である。その結果、指導者が自分を守るためにアスリートを必要以上に説教するなどの過度な攻撃をすることが予想される⁴。**心理的虐待**の件数が他のカテゴリよりも多いのはこのような心理的メカニズムによると考えら

⁴ たとえば、指導者が自分の優位性を保つために、優秀なアスリートを理不尽な状況で引き下げるように暴言を吐く行動が一例である。

れる。指導の上で言語化が比較的得意で、ルールなどの型にはまった説明ができる一方で、新しいことの創造や例外的なことの発生に脆弱で、狼狽する（小川、2013, 2015、Ogawa、Forthcoming）などの特徴が考えられる。小川（2013）では、過干渉型のアスリートの問題行動が示されている。たとえば「アスリートが病気になる」（Ogawa、Forthcoming）、「大けがを繰り返す」（Ogawa, 2017）がその例である。このような現象は、虐待様の被害からアスリート自身が自分を守る行為ともいえるだろう。言い換えれば、指導者の病理がアスリート側にもさらなる病理を発生させている。このような病理の二重構造においては、その両方の立場に心理支援が必要であると考えられる。

④ 「構ってもらえない子」での臨床像

「構ってもらえない子」では、スポーツ、そしてそれに伴う財力が家族や指導者とアスリートを結びつける塀のようなものとして存在しており（小川、2013, 2015）、このカテゴリのアスリートは、乳児期からの親らに構ってほしいという欲求が一向に満たされず、底知れぬ孤独感がある。図1に現れている指導者はアスリートと情緒的にかかわるといふ疑似親的な役割を果たせないでいる（小川、2013, 2015）。このような関係性においては**ネグレクト**が見られる可能性があるが、本研究の調査でも本研究の結果では他のカテゴリに比べてネグレクトの件数が最も多い（表2）。一方で、身体的虐待に肯定的な捉え方が見られた（表2）。アスリートは底知れぬ孤独感があり、指導者による**身体的虐待**に遭遇する場合に、自分のために行われる行為であると肯定的に受け止めてしまう側面が伺える。また、他の選手と比べて構ってもらえていない、つまり、他にえこひいきを感じると、**心理的虐待**にも敏感に反応するかもしれない。

このカテゴリのアスリートが指導者になる場合、親や指導者から情緒的にかかわってもらった経験が希薄で、底知れぬ孤独感がある。よって、アスリートに愛情をもって接するとはどのようなことかがわからず、物理的には近くで接する場合でも、心理的紐帯を持つことは簡単ではないと推測される。指導者へ立場が変わっても、ネグレクトのような状態が見られるかもしれない。

表3は、カテゴリごとの臨床像を要約したものである。

表2 小川（2013, 2015）と5年後縦断調査における虐待の種類ごとの件数

類型(人数)	身体的	性的	ネグレクト	心理的
① 純粹培養 (1:初回)	0	0	0	3
② 支配 (2:初回、および5年後)	5	0	1	10
③ 過干渉 (2:初回、および5年後)	2	0	1	21
④ 構ってもらえない子 (2:初回、1:5年後)	5 (肯定含む)	0	5	13
計	12	0	7	47

表3 依存四類型と虐待の種類

類型	虐待の種類と特徴
純粋培養	起こっていることを虐待と感じられない、それについての感情を感じられない、言語化できない、実態をつかみにくい
支配	身体的虐待・心理的虐待が見られる傾向がある、支配に対して怒りや恐怖を感じる、アスリートが無力化して、関係に動きが見られづらいが、虐待的行為は言語化される傾向がある
過干渉	虐待に対してアスリートの活発な回避行動が起こる。さらにそれに虐待的行為が起こりやすい。身体的虐待・心理的虐待が起こりやすく、とくに心理的虐待の件数が顕著である。虐待が言語化されやすい。
構ってもらえない子	情緒的紐帯が希薄でネグレクト状態が見られる。身体的虐待が起こっても、関わられることについて肯定的に受け止めてしまうことがある。

4. まとめ

本研究の結果から、スポーツ才能教育の指導者からアスリートの指導において、身体的、性的虐待が多く報告されている（Human Rights Watch、2020）だけでなく、小川（2013）に端を発する才能教育下のアスリートへの調査データから心理的虐待が相当数あり、ネグレクトとしてとらえられるものも起こりうることをわかる。さらに、依存四類型の各カテゴリ別に想定できる指導者の臨床像においても、起こりうる虐待の種類に特徴がある。スポーツ才能教育に特有の心理的発達の未熟さを背景とした言語化の困難さ、感情表現の乏しさにより、虐待的行為が起こっていてもそれを虐待被害と感じられず、報告に至らない場合も推察された。

心理的発達は、生涯発達の人生を8段階に分けてそれぞれに課題があるとしている（Erikson、1959、訳2011）。また、小川（2013、2015）では幼い段階での課題に十分に対峙できなかったことによる取りこぼしがあり、それが青年期になって問題行動の背後に見え隠れすることを指摘している。このようにみれば、課題の検討や達成にはある一定の時間が必要で、特定の段階の課題の検討にも時間がかかると考えられる。大学での競技生活を終えたアスリートが後に指導者となって、以前の段階で取りこぼした発達課題の検討と達成が飛躍的に起こり、人格形成が短期間でなされる可能性は考えづらい。したがって、指導者は現役時代から依存性のどの類型に当てはまるかを知り、指導者になってからも選手との関係性を考慮しながら自身の対人関係ベクトルの特徴を理解しておくのも、指導者適性を検討するうえで重要であろう。また、指導者候補者の依存四類型の特徴は、組織マネジメントの視座において、人事担当者に採用・配置・現役アスリート育成の戦略のために有益な情報を提供できると考えられる。

5. 参考文献

1. Erikson, E.H. (1959). *Identity and the Life Cycle*, New York: International University Press. (エリクソン、E.H. 西平直・中島由恵 (訳、2011), 『アイデンティティとライフサイクル』、誠信書房: 東京)
2. Erikson, E.H. & Erikson, J.M. (1997). *The life cycle, completed*. New York: W.W. Newton. (エリクソン、E.H. & エリクソン、J.M.、村瀬孝雄・近藤邦夫訳 (2001), 『ライフサイクル、その完結』みすず書房.)

3. Human Rights Watch (2020). 「数えきれないほど叩かれて 日本のスポーツにおける子どもの虐待」、<https://www.hrw.org/ja/report/2020/07/> (2023年2月5日)。
4. 厚生労働省 (2000). 「児童虐待の防止等に関する法律」、<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html> (2023年1月13日)。
5. Marcia, J. E. (1964). *Determination and Construct Validity of Ego Identity Status*, Unpublished Doctoral Dissertation, The Ohio State University, USA.
6. 信田さよ子 (2015). 『加害者は変わるか？DVと虐待をみつめながら』ちくま文庫。
7. 小川千里 (2013). 「競技引退期にある日本人スポーツ選手の心理的問題と臨床的支援」、放送大学大学院文化科学研究科臨床心理学プログラム修士論文、全42頁 (閲覧不可)。
8. 小川千里 (2015). 「競技引退期にある日本人スポーツ選手の心理的発達と支援—家族的関係から見た4つの類型—」、『Open Forum』、Vol.11、82-83頁、2015年。
9. OGAWA, O.C. (2017). ‘Academic and Psychological Support for a Student Athlete with Severe Injuries—A Case Study from a Major University—’, The 39th International School Psychology Association Conference, July 19-22, Manchester, UK.
10. 小川千里 (2019). 「スポーツ選手の心理的発達と臨床的支援 (2) —親・指導者らとの二重関係で悩む競技者の語りから—」、第38回日本心理臨床学会、2019年6月6-9日、パシフィコ横浜。
11. 小川千里 (2021). 「才能教育下のアスリートの5年後調査の結果」、自主シンポジウム56『才能教育下にあるアスリートの心理的依存と自立に関する臨床的支援 (1)』、第40回日本心理臨床学会、2021年9月5日、オンライン大会。
12. OGAWA, O.C. (Forthcoming). ‘Characteristics of Coaches’ Behaviour Towards a Japanese University Athlete Displaying Psychosomatic Movement Disorders: A Longitudinal Case Study in Elite Sports Education’, Graciu, N. (Ed), *Reflection on Higher Education: Challenges and Achievements*, Proud Pen: London.
13. 小川千里・煙山千尋 (2023). 「スポーツ才能教育における虐待の様相とアスリートの依存四類型—指導者適性の理解に向けて—」、第42回日本心理臨床学会、2023年9月1-3日、9月22-10月12日、パシフィコ横浜。
14. 斎藤学 (1996). 『アダルト・チルドレンと家族 心のなかの子どもを癒す』学陽書房。

謝辞

本研究は調査協力者による長年の協力により実現している。こころより感謝の意を表す。本研究の中での誤りは、すべて著者の責めに帰するものである。

追記

本研究は、小川千里・煙山千尋 (2023). 「スポーツ才能教育における虐待の様相とアスリートの依存四類型—指導者適性の理解に向けて—」 (第42回日本心理臨床学会、2023年9月1-3日、9月22-10月12日) の研究発表の内容に、調査協力者の承諾が得られていた未収録データ2回を追加し、さらなる検討を加えて再構成したものである。